### 厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究費) 総括研究報告書

### ポストコロナを見据えた感染症危機管理における 検査体制についての包括的研究

研究代表者 影山 努 国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター 検査対応総括研究官

研究要旨:2020 年1月に新型コロナウイルス感染症の国内初発例が確認され、国内での流行拡大に備えて公的検査機関を中心に核酸検出検査による検査体制の整備が進んだ。しかし核酸検出検査を中心とする検査体制の整備には一定の時間を要し、感染拡大による必要検査数の増大により、地域によっては迅速に検査を行う事が困難なケースも散見され、特に流行拡大の初期は検査不足が指摘される事もあった。今後、新型コロナウイルス感染症と同程度あるいはそれ以上に流行拡大する新興・再興感染症が発生した場合に備え、関係機関の現場の課題、国内外の検査体制の比較、検査体制全体の流れを俯瞰するなどして、今回の新型コロナウイルス感染症に関する行政対応を含めた特に新型コロナウイルス感染症の流行初期の検査体制について評価し、新型コロナウイルス感染症の感染症危機管理における検査体制の構築に資する論点を整理し、ポストコロナを見据えた今後の検査体制のあり方について取りまとめた。

研究分担者 石原 朋子(国立感染症研究所)

吉村 和久(東京都健康安全研究センター)

宮地 勇人(東海大学)

研究協力者 中里 栄介(全国保健所長会)

井手 一彦(東京検疫所)

小見 和也(H.U.グループ中央研究所)

### A. 研究目的

2020年1月に新型コロナウイルス感染症の国 内初発例が確認され、国内での流行拡大に備え て公的検査機関を中心に核酸検出検査による検 査体制の整備が進んだ。しかし核酸検出検査を 中心とする検査体制の整備には一定の時間を要 し、検疫所における検査数の増大や国内での急 速な流行拡大に伴い、地域によっては医師が必 要と判断した人に対する検査を迅速に行う事が 困難なケースもあるなど、必要検査数の増大に より検査体制の整備が追いつかず、特に流行拡 大の初期は検査不足が指摘される事もあった。 しかしながら徐々に公的検査機関のみならず民 間検査機関等においても核酸検出検査による行 政検査が実施できるようになり、2020年6月15 日時点の国内における新型コロナウイルスに係 る核酸検出検査の1日あたりの検査能力はおよ そ2万件となった(2022年3月3日時点では40 万件程度)。

また、感染拡大に伴う感染疑い例の急増に対 応し、検疫所などにおける水際対策、感染者に 対する積極的疫学調査による感染源特定による 感染拡大を防ぐためには、感染疑い例や感染者 から感染した可能性のある濃厚接触者などへの 感染診断のための検査体制の迅速な整備が必須 となる。さらに公的検査機関のみならず民間検 査機関等でも実施可能な検査件数を増やし精度 の高い行政検査を実施するためには、これらの 検査機関の役割の整理や連携強化だけでなく、 検査の精度管理についての対応も必要である。 新興・再興感染症など新規感染症に対する国内 への侵入を遅らせるための水際対策や、国内に 侵入した後の感染拡大を抑えるためには、早期 に感染者を特定して隔離する事が必要で、感染 者を特定するための検査系の開発および全国的 な検査網の構築が重要となる。

これまで令和2年度厚生労働省委託事業として新型コロナウイルス感染症のPCR 検査等にか

かる精度管理調査が実施され、その結果を踏ま えた新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等に おける精度管理マニュアルが作成された。ま た、令和2年度厚生労働科学特別研究事業とし て、「地方衛生研究所における病原体検査体制、 サーベイランス対応の状況と課題」研究や検査 体制に与するその他の研究が実施されたところ である。今後、新型コロナウイルス感染症と同 程度あるいはそれ以上に流行拡大する新興・再 興感染症が発生した場合に備え、関係機関の現 場の課題、海外の取り組み状況を調査し、国内 外の検査体制の比較、検査体制全体の流れを俯 瞰するなどして、今回の新型コロナウイルス感 染症に関する行政対応を含めた特に新型コロナ ウイルス感染症の流行初期の検査体制について 評価し、新型コロナウイルス感染症の感染症危 機管理における検査体制の構築に資する論点を 整理し、ポストコロナを見据えた今後の検査体 制のあり方について取りまとめる事を本研究の 目的とした。

### B. 研究方法

本研究では我が国の新型コロナウイルス感染 症に対する検査体制について、国立感染症研究 所、地方衛生研究所、檢疫所、自治体、民間検 査会社など様々な機関での検査に関する取り組 み状況を整理し、それぞれの役割や今回の対応 における課題などについて調査研究を実施し た。また、民間を含めた各機関の課題に加え、 行政検査主体から民間検査への展開のタイミン グやボトルネック、民間の独自検査も含めた検 査の件数や結果を把握する対応など、コロナに おける検査体制確立における行政対応について 振り返りと、抗原・抗体検査を含めた検査の活 用やその精度管理、研究段階の新検査技術の社 会実装に向け論点の整理を、主に国立感染症研 究所での取り組みについては影山 努(研究代表 者)が、主に地方衛生研究所や自治体での取り組 みについては吉村 和久(研究分担者)が、主に医 療機関、大学等の研究機関や民間検査機関およ び検査精度管理の取り組みや市販の検査キット の精度調査については宮地 勇人(研究分担者) が、新型コロナウイルス感染症に対する国内外 の検査体制の政策動向・検査能力の評価指標及 び行政対応の振り返り等については石原 朋子(研 究分担者)が文献調査あるいは直接もしくは研究 協力者を通じたアンケート調査や関係各所への ヒアリングを実施し、感染症危機管理における 検査体制のあり方についての包括的検討を行っ た。

### C. 研究結果

### 【班会議】

研究班会議は 2021 年 8 月および 2021 年 11 月の2回、Web会議併用形式により実施した。国 立感染症研究所におけるコロナ対応、検査の実施 体制、地方衛生研究所における新型コロナ対応、 民間検査機関の現状と課題、検疫所の現状と課題、 保健所の現状と課題、(精度管理を中心とした)検 査体制におけるボトルネック:4つの課題につい ての報告があり、研究協力者は感染研、地方衛生 研究所、自治体、民間検査機関、医療機関、大学 等の研究機関、試薬メーカーなどに所属する有識 者、検査精度管理については関連団体に所属する 有識者等として、研究代表者、研究分担者および 研究協力者と協業しインタビューやアンケート 調査などにより調査・研究が進められた。各研究 分担者の報告書にそれぞれの調査結果の詳細を 記載している。

【国立感染症研究所における初期の検査対応に 関する取り組みについて】

2019 年 12 月に中国にて突如として出現した Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus-2(以 下、SARS-CoV-2)は、瞬く間に世界中に拡散し、 新型コロナウイルス感染症パンデミックを引き 起こした。2019年12月26日に中国湖北省武漢市 の病院に肺炎を発症して入院した男性患者の気 管吸引液の検体より、これまでに知られているコ ロナウイルスとは異なる新種のコロナウイルス 遺伝子が同定され、2020年1月11日にそのウイ ルスゲノム全長配列が GenBank で公開された (Accession 番号 MN908947)。当時、武漢市には日 本人在住者も多く、武漢市でこの感染症が急速に 拡大し、流行地域から日本国内への入国制限もす ぐに発令されなかったため、この新種ウイルスの 国内侵入は時間の問題でもあり、診断検査法の構 築は急務であった。SARS-CoV-2 のウイルス遺伝 子配列の公開を受け国立感染症研究所(以下、感染 研)のウイルス3部(コロナウイルス担当部署)では、 直ぐさまこのウイルス遺伝子に特異的な9つのプ ライマー対を新規に設計してメーカーに発注、プ ライマーを受領した1月14日に、感染研で最初 となる行政検体に対してコンベンショナル RT-PCR法による検査が実施された(図1参照)。なお、 この時点ではまだウイルスおよびウイルス遺伝 子が入手できておらず、設計した検出系の感度や 特異性など、検査精度に関しては全くの手探り状 態の中での検査実施であった。その結果、Open reading flame(ORF)1a 領域および Spike(S)領域を標 的としたプライマーセットで増幅した遺伝子核 酸が確認され、シークエンス解析により SARS-CoV-2 遺伝子を確認し、2020 年 1 月 16 日に国内 第1例目として報告された。さらに Nested PCR 法

(最初の RT-PCR 反応による増副産物に対し、それ よりも内側にセットしたプライマー対を用いて さらに核酸増幅を行う方法で、1度のPCR法より も検出感度、特異性が高い)用のプライマーセット を確立し、1月24日までにコンベンショナルRT-PCR 法による SARS-CoV-2 検出プロトコールとし て確立し、その後、全国の地方衛生研究所向けに 検査用プライマーセットと陽性コントロールお よび検出プロトコールが配布された。しかし Nested PCR 法を含めコンベンショナル RT-PCR 法 は、時間や手間がかかるだけでなく、PCR 検査に 熟練していないと増幅核酸やウイルス核酸等に よる実験室内汚染(コンタミネーション)をきたし やすく、偽陽性などの誤判定が起こりやすい方法 でもあり、また大量の検体を一度に検査するには 不向きであるため、TaqMan 蛍光プローブを用い たリアルタイム RT-PCR 法による SARS-CoV-2 検 出系の構築も同時に行われ、最初に Nucleoprotein(N)領域を標的とするプライマー・プ ローブを設計して感染研独自法としての評価を 実施した。また、同時に2020年1月14日までに ドイツの Croman らによって設計された SARS 様 ベータコロナウイルス(Sarbeco)共通プライマー・ プローブセットが、SARS-CoV-2 に対しても機能 する事が明らかとなり、当初これが WHO の推奨 する検査法として案内されたため、この方法につ いても評価を行った。検出系の評価では検出感度 の確認だけでなく、他のコロナウイルスや様々な 呼吸器感染症ウイルスに対する交差反応性など の確認も行った。その結果、感染研独自法からは N領域を標的にしたN2セット、WHO推奨法とし て Sarbeco-N セット(後述する病原体検出マニュア ルでは N1 セットと表記)のプライマー・プローブ を用いたリアルタイム RT-PCR 検出系が、SARS-CoV-2 検出系として機能する事を確認し「病原体 検出マニュアル 2019-nCoV」(感染研法)として検 査法を確立し、プライマー・プローブと陽性コン トロールを 2020 年 1 月末までに全国の地方衛生 研究所および検疫所に配布した。さらに2月10日よりPCR 検査体制構築を準備する保健所、大学病院等の医療機関、民間の衛生検査所に対して試薬(プライマー、プローブ、陽性コントロール)の配布を計画(計500ケ所へ提供可能)し、3月6日までに民間検査会社18社、大学病院およびその他の病院89カ所、保健所等33カ所に配布した。

新型コロナウイルス感染症は 2020 年 2 月 1 日付けで指定感染症となり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の下で行政検査を行う法的根拠が整う事となり(参考資料 1 検査関係等事務連絡一覧)、さらに地方衛生研究所における第 1 例目の検査結果を感染研にて確認した後、それ以降の地方衛生研究所における検査結果は自治体で確定する事とし、これにより全国規模での公的検査機関での検査体制が構築された。

また当時、流行が急拡大していた中国武漢市からチャータ便利用による日本人の帰国が進められ、第1便(2020年1月29日)、第2便(1月30日)、第3便(1月31日)、第4便(2月7日)、第5便(2月17日)の利用により829名の日本人が帰国した。到着時あるいは帰国後指定宿泊施設に2週間滞在した後に採取した鼻咽腔拭い液を用いて、主に感染研にてリアルタイムRT-PCR検査を実施し(一部検体については東京都で検査実施)、15名の陽性者を同定した(その後、全員退院)。

さらに、2020年2月3日に横浜港に寄港した巨大クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」では、横浜寄港前の香港で下船した乗客から SARS-CoV-2 が検出されたという情報がもたらされ、乗員乗客3,711名全員に対する海上検疫が行われる事になり、感染研では2月3日より一部検体についてリアルタイムRT-PCR検査を実施(感染研以外では複数の検疫所や地方衛生研究所の一部で検査を実施)した。最終的には、検査陽性者は712名(内331名は無症状陽性者)となり13名が死亡した。

### 図1. COVID-19(SARS-CoV2)緊急検査対応

- 1月9日 中国疾病対策センター (CCDC) へ本感染症に関する情報提供を依頼 (病原体の特徴、流行の状況、患者の症状など)
- 1月10日 本感染症の原因と考えられる新型コロナウイルス (SARS-nCoV-2) の遺伝子配列公表 遺伝子検査系の開発に着手
- 1月14日 プロトタイプのPCR検査法で国内症例の検査開始
- 1月20日 新型コロナウイルスを高感度に検出するためのコンベンショナルPCR検査法の開発完了
- 1月22日 全国約80箇所の地方衛生研究所へ検査用プライマー・プロトコールを配布
- 1月23日 厚労省から自治体に検査協力を依頼する事務連絡が発出 中国の春節開始直前には新型コロナウイルスの行政検査可能
- 1月24日 新型コロナウイルス検査用のリアルタイムPCR検査法の開発を完了
- 1月29日 地方衛生研究所・検疫所へ試薬発送
- 2月5日 新型コロナウイルス病原体検出マニュアル 2019-nCoV」ウェブサイトに公表

その頃、発症者のみならず感染者の濃厚接触者 調査のための感染疑い例に対する検査需要が増 加し、地方衛生研究所を中心に実施していた研究 用試薬を用いた in house 試験法(「感染研法」など) による行政検査だけでは検査需要を満たすこと ができなくなり、汎用性のある検査キットの開発、 普及が必要となった。検査精度や汎用性の高い検 査キットを普及させるという観点で、厚生労働省 結核感染症課および感染研からはメーカー等へ メーカー等が提案する核酸検出検査法と感染研 法との比較実施を求め、緊急性に鑑みメーカー等 にその核酸検出検査法の性能評価のための臨床 検体を配布した(検体配布を受けられなかったメ ーカー等については、各自で用意した検体により 性能評価を実施)。臨床検体を用いたメーカー等が 提案する各核酸検出検査法の評価結果について は感染研 HP にて公表された(参考資料 2)

令和3年度には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に基づき感染症の行政検査を行う公的検査機関を対象に、調査結果の評価・還元等を通じて精度保証の取組を促進し、検査の信頼性を確保することを目的に、令和3年度厚生労働省外部精度管理事業として「新型コロナウイルスの核酸検出検査(リアルタイム RT-PCR法)」を課題とした外部精度評価を感染研主体で実施した。

【検査キットを利用した民間検査機関等における行政検査について】

「ダイヤモンド・プリンセス号」に対応してい た頃、行政検査として検査すべき検体数も全国で 徐々に増え、その後公的検査機関における行政検 査だけで対応する事は困難となりつつあったた め、ダイヤモンド・プリンセス号での検査対応も 含め、厚生労働省が民間検査機関等に検査協力を 依頼する事になった。しかしまだ当時は検査キッ トの市販はなく、研究用試薬を用いた in house 試 験法を民間検査会社に導入すべく、民間検査会社 に向けた説明会が実施されたりもしたが、民間検 査機関等にて in house 核酸検出検査法を利用した 検査を実施する場合、検査精度の担保に問題が生 じる可能性があるとして、多くの民間検査機関等 から検査導入に難色を示され、民間検査機関等に おける行政検査はなかなか進まなかった(検査機 関における検査精度管理に関する詳細は「新型コ ロナウイルス感染症の危機管理におけるウイル ス検査のあり方に関する研究」(宮地 勇人)分担研 究報告書を参照の事)。なお、第1波と数えられて いる 2020 年 7 月までの流行期において少なくと も1社では検査対応が可能であったが、第1波に おいては実際に検査依頼がなかった事が判明し ている。

その後、ロシュ社が WHO 推奨法の一部を取り 入れた検査試薬をキット化し、それが感染研法と 同等の性能を有するという事を担保に、こうした 研究用試薬を利用して行政検査を実施する事を 厚生労働省が例外的に認め、以降、同様にして厚 生労働省が確認した様々な研究用試薬が各社か ら発売され検査への利用も進んだ(参考資料2)。こ うした検査試薬の標的領域はN領域、S領域、RNA dependent RNA polymerase(RdRp)領域、Envelope (E)領域などがあり、検査キットによって異なる。 感染研法(N 領域に 2 カ所)、WHO 推奨法(RdRp と E領域の2カ所)、US-CDC法 (N領域に2カ所)、 あるいはこれらを組み合わせた主にリアルタイ ム RT-PCR 法を利用した検査キットが多いが、 Loop-Mediated Isothermal Amplification(LAMP)法、 法 、 Transcription Amplification(TMA)法により増幅した核酸を検出 する検査キットについても販売が認められ、検査 への利用が進んだ。また通常リアルタイム RT-PCR 法など核酸増幅検査を実施する場合、核酸増 幅反応を阻害しないように、検体中の反応阻害物 質を取り除くため、検体からの核酸精製を行う必 要があるが、中には熱変成あるいは反応阻害を起 こしにくくする専用試薬で検体希釈等を行う事 で、核酸精製を行わずに、検体から直接核酸増幅 反応を実施する事が可能な簡易抽出法を利用し た検査キット(ダイレクト法)についても販売が認 められて利用が進んだ。

2020年3月6日以降、こうした検査法を用いた SARS-CoV-2 遺伝子検出法が公的医療保険適用の 対象となり、COVID-19 感染症疑いの患者への診断や入院している患者の退院可能性を判断するための検査を、医師が保健所の判断を待たずに公費負担により検査を実施する事が可能となった。また、医療機関が適切な感染対策を講じていること、といった条件を満たした場合は民間検査機関等で行政検査を実施する事が可能となり、自治体等の公的検査機関で実施していた行政検査の民間検査機関等などへの外注や、病院・クリニック等医療機関での検査キットの利用も進んだ。

なお、これら研究用試薬の一部は、臨床での臨床性能の検証を行って体外診断用医薬品(in vitro diagnostics:以下、IVD)として承認されたものがあり、2020年12月までに核酸増幅法のIVDとして承認された検査キットは20種類(2021年1月~2022年3月までに承認された検査キットは19種類)ある。この中にはTranscription Reverse-transcription Concerted reaction(TRC)法で増幅した核酸を検出する検査キットや次世代シークエンス(NGS)解析利用の検査キットも含まれている( 厚 生 労 働 省

HP(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11331.html) : 「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬 品(検査キット)の承認情報」参照)。

一方で、国内の SARS-CoV-2 抗原検出検査につ いては、2020年5月13日に酵素免疫反応を測定 原理としたイムノクロマト法を利用した「エスプ ライン SARS-CoV-2」抗原迅速診断キットが富士 レビオ株式会社から販売され、抗原検査が行政検 査に利用できるようになった。ただし、当初は緊 急性の高い新型コロナ ウイルス感染症陽性者を 早急に検知することを目的に医師が新型コロナ ウイルス感染症を疑う症状があると判断した者 に対して、症状発症後2 日目以降から9日目以内 に利用する事が認められ、核酸検出検査法と比較 すると検出に一定以上のウイルス量が必要であ ったため、無症状者に対するスクリーニング検査 目的の使用には利用できず、また検査陰性でも臨 床経過から感染が疑われる場合や症状発症日と 発症後 10 日目以降の者の場合は、確定診断のた め医師の判断により核酸検出検査等を行う必要 があるなどの制限が課された。その後、6月19日 に化学発光酵素免疫測定法(CLEIA)を原理とし た「ルミパルス SARS-CoV-2 Ag」 抗原定量検査が 同社から販売され、多検体検査が核酸検出検査法 とほぼ同等の検出感度で簡便に短時間に実施で きた事から、以降、検疫所ではこの抗原定量検査 が主に利用されるようになった。

次いで2020年8月11日に金コロイド法を測定原理としたイムノクロマト法を利用したデンカ株式会社の「クイックナビ-COVID19Ag」抗原迅速診断キットが発売されるなど、抗原検査法にて製造販売承認された検査キットは2020年12月までに7種類となった。その後の2021年1月~2022年3月までに承認された検査キットは19種類ある(厚生労働省HP(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11331.html):「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報」参照)。

# 【変異株スクリーニングとゲノムサーベイランスについて】

英国では2020年12月頃からVOC-202012/01と呼ばれる変異株(後にWHOはアルファ変異株と命名)の流行が拡大しつつあった。アルファ変異株はそれまでの流行株より基本再生産数(R<sub>0</sub>)が0.4以上高く、感染性も最大70%程度増加していると推定され、世界中の流行株がこのアルファ変異株に置き換わるものと考えられた。感染研では、この変異株の国内での流行状況をモニターするためにS領域N50Y変異を検出して従来株とアルファ株を識別するリアルタイムRT-PCR法を利用した変異識別法を構築し、地方衛生研究所、民間検

査機関等に情報共有を行うとともに、検査用の陽 性コントロール RNA を配布した。2021年2月16 日に厚生労働省から自治体に対して N501Y 変異 株のスクリーニング結果の報告が求められるよ うになり、陽性患者の4割を目安に変異株のスク リーニングが行われた。また、国立感染症研究所 より委託を受けた民間検査会社等において N501Y 変異株スクリーニング検査も開始された。 また、2021年3月になると、インドでデルタ変異 株の流行が急拡大するようになり、国内でもこの デルタ株をスクリーニングするために、S 領域 L452R変異を検出してアルファ株とデルタ株を識 別するリアルタイム RT-PCR 法を利用した変異識 別法を東京都健康安全研究センターの協力の元 に感染研で構築し、地方衛生研究所、民間検査機 関等に情報共有を行うとともに、検査用の陽性コ ントロール RNA を配布した。国内では 2021 年 4 月に国内の患者から, 国内例として初めて検出さ れ、国から委託した民間検査会社にて 5月下旬か ら L452R 変異株スクリーニング検査が先行的に 開始となり、その後自治体では N501Y 変異株か ら L452R 変異株のスクリーニング検査に切り替 え、デルタ変異株のスクリーニングが実施される ようになった。この時も陽性患者の4割を目安に 変異株のスクリーニングが行われた。さらに、 2021 年 12 年になるとオミクロン変異株が南アフ リカで急拡大するようになった。感染研ではオミ クロン変異株を識別可能な変異検出系を構築し たが、オミクロン株とデルタ株の識別は L452R 変 異株スクリーニングにより行う事が可能だった ため、L452R変異株スクリーニングが引き続き行 われている。

一方、次世代シークエンサーを利用した新型コ ロナウイルスの全長ゲノム解析については、自治 体から送付された一部の陽性検体を利用して、感 染研(主に病原体ゲノム解析研究センター)で実施 された。一部の地方衛生研究所でも全長遺伝子解 析が行われていたが、自治体に向け次世代シーク エンサーを利用した新型コロナウイルスの全長 遺伝子解析に関する研修の実施、解析マニュアル の整備、国から自治体や民間検査機関への次世代 シークエンサの整備支援を進め、次第に自治体や 民間検査機関にて全長ゲノム解析を実施すると ころが増えていった。オミクロン株の出現後、水 際対策を実施している検疫所での陽性検体の全 長ゲノム解析は当初は感染研(主に感染症危機管 理研究センター)で実施していたが、1月以降は民 間検査機関への外部委託が進んだ。

【検疫所における初期の核酸検出検査対応について】

2020年2月1日以降、世界的な新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大、巨大クルーズ船内での感 染事例の発生、無症状病原体保有者の発見などの 状況を踏まえて、より包括的かつ機動的な水際対 策として、感染者が多数に上っている地域から来 訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅 客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を 行うことなど、入国管理に係る措置を講ずること ができるように「新型コロナウイルス感染症を検 疫法第 34 条の感染症の種類として指定する等の 政令」が2月14日より施行され、検疫所で入国 に際する条件や行動制限措置を課している国・地 域からの帰国者などを対象とした SARS-CoV-2 核 酸検出検査(主に感染研法による核酸検出検査)が 急遽実施される事となった。空港の検疫所内に 元々設けられていた診療・検査実施スペースは非 常に狭く、そのスペースを利用して航空機1機で 最大 100-400 人となる乗客の検査を実施する事は 不可能であった。また、当初は医師、看護師等医 療従事者による検体採取が必須な鼻咽頭ぬぐい に検体が限定され、検体採取時に検体採取者から 発せられる飛沫等が検体採取者に暴露しないよ うに、また検体採取待機者が待つスペースで飛散 しないように、検体採取用の広いスペースや待機 場所が必要であった。当初は入国審査場までの通 路などで検体採取を実施していたが、乗客を滞留 させずに検体採取を続ける事は難しく、検体採取 を実施するための広いスペースを確保する必要 に迫られ、国土交通省、空港会社、航空会社との 調整により、乗客の出入国手続きの動線変更や例 外的に出国エリアなどに検体採取スペースを確 保するなどして検体採取が行われた。検疫所にお ける核酸検出検査(リアルタイムRT-PCR 又はRT-LAMP 検査)件数は、2月18日~2月29日までが 931 件、3 月 1 日から 3 月 31 日までが 1.745 件で あったが、4月1日~4月30日までが19,517件、 5月1日~5月31日までが18,265件、6月1日~ 6月30日までが28.815件、7月1日~7月31日 までが 36,743 件と急増した。7 月 17 日に厚生労 働省は核酸検出検査および抗原定量検査につい て、唾液検体を利用した検査対象を無症状者(空港 検疫の対象者、濃厚接触者など)に拡大する方針を 示し、東京国際空港(羽田空港)では、7月29日よ り検疫対象者が自己採取した唾液を利用した抗 原定量検査が始まった。これにより検体採取のた めのスペース確保の問題は解消、検査にかかる時 間も短縮し大幅な検疫体制の拡充が図られるこ とになった。

【保健所・地方衛生研究所における初期の核酸検 出検査対応について】

保健所での COVID-19 感染症への検査対応については、帰国者・接触者外来への受診調整、地方

衛生研究所等の行政検査対応機関への検体搬送、 積極的疫学調査など多岐にわたる業務を非常に 限られた人員で行っていた。全国で 1 月中に 64.0%、2 月中に 89.7%の地方衛生研究所で新型 コロナウイルスの検査体制が整えられている。帰 国者・接触者外来は、新型コロナウイルス感染症 の感染拡大への対応で新型コロナウイルス感染 症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確 実につなぐために設置され、当初は「発熱(37.5度 以上)かつ呼吸器症状を有している」「発症から2 週間以内に、武漢市を含む湖北省への渡航歴があ る、または武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、 発熱かつ呼吸器症状を有する人との接触歴があ る」を疑い例と定義していた。流行が世界に拡大 した際は、「37.5 度以上の発熱または呼吸器症状 を有し、新型コロナウイルス感染症である事が確 定した者と濃厚接触歴がある」「37.5 度以上の発 熱かつ呼吸器症状を有し発症から 2 週間以内に、 流行地域に渡航または居住していた、流行地域に 渡航または居住していた者と濃厚接触歴がある! と疑い例の定義も広がり、その後、国内での流行 拡大が確認されると「37.5 度以上の発熱かつ呼吸 器症状を有し入院を要する肺炎が疑われる場合」、 「医師が総的に判断した結果、新型コロナウイル ス感染症を疑う場合」と定義も変更となり検査対 象者は広がる事となった。またこの時、健康観察 期間中である無症状の濃厚接触者は検査対象と はなっていなかったが、「無症状の濃厚接触者に ついて発熱または呼吸器症状が現れた場合」、「濃 厚接触者が医療従事者等、ハイリスクの者(高齢者、 基礎疾患がある者、免疫抑制状態である者、妊娠 している者)に接する機会のある業務に従事し、検 査が必要と考えられる場合」、「クラスターが継続 的に発生して疫学調査が必要と判断された場合」 なども検査対象に加えられ、2020年4月にかけて の国内感染例の増加とともに積極的疫学調査に よる検査対象者も広がり、また感染症患者の退院 については、核酸検出検査による陰性確認を当初 は実施していた事もあり、特に首都圏では保健所 業務が逼迫して、急増する検査需要に検査対応が 追いつかない事もあった。

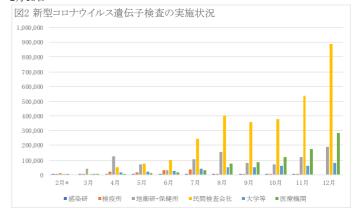
ここでも当初、検査に利用する検体は鼻咽頭ぬ ぐいあるいは喀痰に限定されており、検体採取時 のくしゃみなどによる飛沫感染のリスクも考慮 され、医師、看護師などの医療従事者(後に歯科医 師も検体採取が認められるようになった)による 検体採取が必須であった。また検体採取者の個人 用防護具を検査対象者が変わる度に変える必要 があり、検体採取者への負担が非常に大きく、検 体採取には多くの手間と時間がかるだけでなく 飛沫感染のリスクが高い事が問題となり、これが 検査実施可能件数を増やす上での大きなボトル ネックとなっていた。そこで公共施設の駐車場、 病棟外の屋内施設の活用やテント設置等による 検体採取場所の確保、ドライブスルー方式による 飛沫感染のリスクを下げた検体採取の実施など により、より効率的に多くの検体を採取できる環 境を整え、さらに地域医師会による外来検査セン ターの設置、大学等や中核市などの保健所設置市 での検査実施などにより、検査実施可能数も増え ていった。2020年3月6日にはSARS-CoV-2遺伝 子検出法が公的医療保険適用の対象となり、民間 検査機関等や病院等での検査実施数も増大して いった(医療機関が適切な感染対策を講じている こと、自治体と行政検査の委託契約を締結してい ることの条件を満たした場合はCOVID-19 感染症 に係る保険適用の検査については公費負担)。また、 6月2日からは、検体採取者への飛沫感染のリス クが低い自己採取した唾液(発症から9日以内に 採取した検体に限られる)を用いた核酸検出検査 も保険適用となり、さらに、6月26日からは検体 として唾液を用いた抗原定量検査も保険適用と なった。これにより検体採取者の感染リスクと多 大な負担が軽減された。

2020 年 12 月までの各月の 1 日あたりの全国平 均核酸検出検査実施人数は2月62人、3月1,045 人、4月62人、5月3,968人、6月4,033人、7月 10,134 人、8 月 19,922 人、9 月 18,915 人、10 月 17,735人、11月26,462人、12月40,998人と増加、 また、行政検査の民間検査機関等の外部検査機関 への委託も進み5月には、地方衛生研究所・保健 所で実施した検査数よりも民間検査会社で実施 した検査数の方が上回るようになった(表 1 およ び図 1 新型コロナウイルス核酸検出検査の実施 状況参照:厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感 染症の現在の状況と厚生労働省の対応について」 より作表、作図)。なお、2020年6月15日時点で の国内における COVID-19 感染症にかかる核酸検 出検査の1日あたりの最大検査能力は28.254件、 12月31日時点では112.953件であった(2022年3 月3日時点での核酸検出検査の1日あたりの最大 検査能力は 402,754 件)。

表1 新型コロナウイルス遺伝子検査の実施状況

2020年	感染研	検疫所	地衛研・ 保健所	民間検査 会社	大学等	医療機関
2月*	1,946	931	9,439	402	206	0
3月	1,672	1,745	42,865	2,997	2,387	1,821
4月	4,606	19,517	123,227	49,701	16,916	8,614
5月	1,815	18,265	68,395	74,917	23,051	12,283
6月	700	28,815	33,141	98,967	26,604	16,213
7月	443	36,743	103,209	244,957	39,276	29,805
8月	293	1,939	155,182	402,531	49,159	76,416
9月	242	273	80,065	359,309	48,648	85,850
10月	120	13	69,084	377,792	60,310	118,286
11月	331	11	117,934	535,017	63,091	174,449
12月	0	0	191,441	887,146	78,354	283,281
10 H 10 H						

\*2月18日~



### 【海外での核酸検出検査対応について】

### 米国

米国では CDC を中心に National Notifiable Disease Surveillance System (NNDSS)により感染症のサーベイランスシステムがあり、全米約 100ヶ所の公衆衛生研究所および 300ヶ所以上の臨床検査所からの検体について、ゲノム解読と抗原性検査が実施され、新型コロナウイルス感染症の感染者のデータが収集された。感染が拡大した 2020 年4月頃は検査能力が逼迫し、検査の約 85%が民間の検査機関で行なわれたとの報道もあり、感染拡大当初は、検査数の不足が指摘されたが、NIHのRADx イニシアティブ等により、迅速で簡便な検査方法の開発が進められ、SARS-CoV-2 の検査に用いられる PCR、抗原検査キット等に対して緊急使用承認(Emergency Use Authorization: EUA)を与えるなど、徐々に検査体制が拡充された。

検疫では CDC に所属する DGMQ(Division of Global Migration and Quarantine)にて、入国者のスクリーニングを行ない、発熱症状、呼吸器症状等がある入国者に対して健康観察、隔離等を行なった。CDC は 2020 年 2 月 9 に作製した CDC 2019-Novel Coronavirus (2019-nCoV) Real-Time RT-PCR Diagnostic Panel for SARS-CoV-2 detection キットを配布したが、擬陽性が多発し検査が成立しない問題が発生した。米国会計検査院(Government Accountability Office: GAO)は、CDC の検査キットの不備が COVID-19 流行初期の検査不足の一因

となったことを指摘している。

### • 英国

英国では、WHO が新型コロナウイルス感染症 のパンデミック宣言(2020年3月11日)を行な う前、3月3日にコロナウイルス行動計画 (Coronavirus action plan) を策定、PCR と積極的 疫学調査にもとづく封じ込めを主眼とし、ゲノム 解析を進めるための COVID-19 Genomics UK (COG-UK) Consortium(NHS、英国の公衆衛生機関、 大学、ウェルカムサンガー研究所より構成)も同年 3 月に設置された。検査能力は 3 月 5 日時点の 2,000件/日から、12,799件/日(4月4日)、10万 件以上(5月1日)に拡大された。検査体制も PHE (Public Health England) のラボが実施する体制か ら、NHS のラボ、民間企業、大学・研究機関を含 めた広範な実施体制へ拡大された。その一環とし て Lighthouse Laboratories(Test & Trace 戦略にそっ て大規模な新型コロナウイルスの検査を行なう 専門検査施設)と呼ばれるネットワークを構築し た。新型コロナウイルスの体外診断用医薬品につ いては医薬品・医療製品規制庁(MHRA)が緊急承 認(exceptional use authorization)を与えている。ただ、 2020 年 3~4 月は、他国が検査キットを必要以上 に確保したため、検査キットの輸入が困難となり 試薬・検査キットに不足が生じた。また、新型コ ロナウイルス流行に対する準備不足、検査キット の流通に関するロジスティクス面の課題が指摘 された。また、2020年4月には、検査拡大に関 する計画 Coronavirus (COVID-19) Scaling up our testing programmes が発表され、(1)医療が必要な 人々および最も重要な労働者に対する NHS(NationalHealthService) によるスワブ検査、 (2)NHS、社会福祉、その他のセクターにおける重 要な労働者に対する商業的スワブ検査、(3)コロナ ウイルスに対する免疫を有するかを決定するた めの抗体検査、(4)疾病についての知識を深め、新 たな検査法と治療の開発を促進するためのサー ベイランス検査、(5)全く新たなスケールで大規模 検査能力を構築するための Diagnostics National Effort が計画された。

2020 年 10 月には、UK Rapid Test Consortium (UK-RTC)が開発した迅速抗原検査キット(迅速ラテラルフロー抗原検査)を用いた全国的なサーベイランスが開始、2021 年 4 月 9 日からは、イングランドにおいて、症状の有無にかかわらず誰でも週 2 回、無料の検査を受けられる体制が整備された(迅速ラテラルフロー検査を使用)。 さらに、COG-UK において、1 週間当たり陽性検体 1 万件の全ゲノム解読を行なうことを目標にウイルスのゲノム解析と変異株のサーベイランスが進められることとなった。

検疫は地方政府と Port Health Authority(PHA)が 出入国管理における感染症対策を担当し、2020 年 5 月 22 日から外国人旅行者に対する 2 週間の自 己隔離措置が導入された。

### ・フランス

フランスでは、新型コロナウイルス感染症への対応として、パンデミック当初 (2020 年 4 月 28 日) から「Tester-Alerter-Protéger (T.A.P)」(検査する―知らせる―守る)という国の検査戦略をとった。公立病院内の検査機関による検査はほぼ入院者に限られており、民間検査機関だけで対応できない分は、薬局や開業医療関係者(開業医、看護師、助産婦など)が実施できる検査キットを仕入れ、大量の検査ができる体制を構築することを目標とした。

2020年 3-4 月における検査は、有症者とその 接触者のみであり、ほぼすべて RT-PCR で実施さ れた。フランスでは 2011 年のインフルエンザ・ パンデミック対策計画で、0段階(平時の警戒:事 例があるかないかの初期段階)、第1段階(国内に 事例が少し増えてきた)、第2段階(事例がかなり 増えてきた)、第3段階(事例数が最高になったあ と減っていく:8-12 週間)、第4段階(感染前の状 態に戻る)の 5 段階に分けて、対応計画が立てら れている。0段階では、病原体の危険度1~4レベ ル(軽いほうが 1、重いのが 4)に応じて、それらを 扱うことができる検査機関の4つのレベルのうち、 第 3 レベルの検査機関(L3) のみが検査分析を行 う。パンデミックの恐れのある重篤なウイルスの サブタイプが検出されたら、インフルエンザウイ ルスの全国レファレンスセンターが分析プロト コルと必要な試薬を L3 の公立病院内検査機関 のネットワークに供給する。第1・2段階では、イ ンフルエンザウイルスに対応できる分子ウイル ス学の能力があって、かつ RNA を抽出できる病 院検査機関(L3)のみが検査を行う。ただし、感染 が拡大した場合は、分子ウイルス学の技術により ウイルス検出のできるあらゆる医療機関の検査 機関が動員される事になっていた。このような体 制を構築したきっかけとしてグローバル化によ る物や人の輸送の増加が感染症に拍車をかけ、 2003 年の SARS-CoV、2009 年のインフルエンザ A(H1N1)のパンデミックの発生があったからであ る。なお、PCR 検査は公立病院や民間の検査機関 (検体採取能力のある検査機関は全国 4000 ヶ所、 うち RT-PCR 検査分析ができる検査機関は 400 ヶ 所)で実施されていたが、検体数増加で対応能力に 限界があった。2020年11月下旬に迅速抗原検査 が出回るようになってからは、開業医、薬剤師、 自由業看護師、自由業助産婦、歯医者、理学療法 士に迅速抗原検査の実施が拡大されたため、人員

と検査場所は大幅に拡大した。無症状の人は一般的には薬局で行った(薬局では店頭のテント、薬局内の扉付きのスペース、近隣スペースを借りて行っていた。市中の薬局はフランス全土(海外県含む)で2022年1月1日現在2万926ヶ所存在する)。調査・評価・統計局(DRESS)によると、2020年3月1日から2021年12月26日までに1億9194万7000件の検査(うちRT-PCR検査が1億1823万4000件、抗原検査が8061万1000件、RT-PCR検査のうち1億33万6000件が鼻咽頭ぬぐい液、662万2000件かが血液、その他が27万7000件)が実施されていると報告した。

2020年11月には、迅速抗原検査キットが市場に流通し始め、開業医、薬剤師、看護師助産婦、歯医者、理学療法士による迅速抗原検査の実施へと拡大された。2021年3-4月には、RT-PCR 検査と迅速抗原検査を補うため、自己検査(簡易抗原検査キット)の使用が開始された。検査キャパシティは主に民間の検査機関や薬局が担っており、フランスの調査・評価・統計局 DRESS によると、2020年3月1日から2021年12月26日までの間に、191,947,000件の検査(RT-PCR検査:118,234,000件、抗原検査:80,611,000件)が実施された。報道によると、日本製の全自動PCR検査機が非常に多くの場所で検査に利用されていた。

検疫では 2021 年 4 月のデルタ変異株、2021 年 12 月のオミクロン株の侵入が警戒される段階で、 入国場所(空港など)で検査が一時的に行われていた。

### • 韓国

韓国では、2015 年に中東呼吸器症候群(MERS)の国内流行により、その対策として「新興感染症対応 24 時間緊急状況室の設置など、国家防疫体制の改編が行われ、「第2次 国家感染症危機対応技術開発推進戦略(2017-21)」の推進として感染症の診断・検査・治療体系を構築するための研究開発が本格化し、2017 年に新興感染症診断試薬開発のための緊急使用承 認制度(臨床試験の省略、迅速審議)を導入された。

新型コロナウイルス感染症に対しては、積極的な検査と患者隔離を韓国の新型コロナウイルス感染症への対応戦略(K-防疫)の核心要素とし、「検査・診断→疫学調査・追跡→隔離・治療」で構成される感染症対応手法を K-防疫モデル(K-quarantine)と体系化した。迅速で広範な検査ができるシステムが構築されていたことが新型コロナウイルス感染症流行前に体制ができあがっていた。検査では、ワクチンと治療薬がない状況下における患者の早期発見と迅速な隔離措置がより重要であるとし、民間医療機関・検査機関、行政機関の総力検査体制構築(RT-PCR 検査)で拡

散の早期遮断 (K-防疫) する戦略を推進した。平 時の基本的な検査体制は、公共機関である市・道 保健環境研究院と疾病管理庁が核酸検出検査 (PCR)を担当するが、2020年2月から real time RT-PCR 検査のガイドブックとして「2019 新型コロ ナウイルス 検査室診断指針(第 1 版;2020.2.11)」 が配布され、疾病管理本部と検疫所、18ヶ所の 保健環境研究院などが利用できるようになり、 「コゼンバイテック」「シーゼン」など民間会社 が開発した real-time RT-PCR 核酸検出検査キット が緊急使用承認され、2020年2月7日に民間 検査機関(real time RT-PCR 核酸検出検査キットを 普及させた医療機関 38ヶ所と受託検査機関 8ヶ 所)に検査ができるように緊急措置を行い、医療機 関と受託検査機関でも PCR 検査が可能となった。 民間機関として検査可能な機関は、診断検査医学 専門医が常勤する医療機関、診断検査医学科が開 設された医科大学、大韓結核協会、ハンセン病治 療・再活支援機関、診断検査医学科専門医が常勤 する病原体検査委託機関など216カ所ある。2020 年 6 月 30 日までに 85 医療機関と 13 専門検査機 関で新型コロナウイルス感染症検査実施:検体数 2,402,353 件(陽性率 2.13%)であった。

なお、既存の感染症検査において行政機関中心 の検査体系である医療機 - 保健所 - 保健環 境研究院 - 疾病管理庁では大量検査の限界が あったため、民間機関と協力して検査人員と検査 場を確保した。軍人(行政要員、軍医、看護官など) の動員もあった。検査要員は3-4 交代で24時間検 査を行う(検査人員 1 人当たり 1 日数千件の検査 を行う状況)など深刻な状況が続いた。新型コロナ ウイルス感染症の発生初期からマススクリーニ ングを実施した。また、保健所など行政機関と民 間医療機関との協力により選別診療所、臨時選別 検査所などを全国に設置、無料の PCR 検査を大規 模で実施できる体制を構築していた。2020年11 月から、PCR 検査の補助手段として迅速抗原検査 が実施された。2020年12月14日から新型コロナ ウイルス検査の方法として標準の鼻咽頭塗抹 PCR 検査(感度 98%以上)以外に唾液 PCR(感度 92%)と鼻咽頭塗抹迅速抗原診断検査(感度 90%)を 臨時選別検査所の検査法として認めた。

2021 年 4 月から広範なマススクリーニングとして個人・非専門家も使用できる迅速抗原検査の自家検査キットが薬局で販売開始された。2022 年 1 月 29 日から選別診療所で PCR だけでなく、迅速抗原検査キットを利用した無料の検査が開始された。新型コロナウイルス感染症の発生後、韓国政府は行政検体を一種の「国家資源」と見なし、行政検体だけでなく医療機関から収集した検体を疾病管理庁内に保管し、研究機関に供給するようにしている。

検疫では当初、入国者全員入国後の1日目の検査と隔離解除前の追加検査(隔離免除者は6-7日目に追加検査)が実施されていた。検査は検疫所から管轄疾病対応センター頼(受託検査機関も可)に依検している。検査体制は世界の新型コロナウイルス感染症の流行の状況に応じて対応を変えている。

他、WHO や ECDC での対応なども含め海外に おける検査体制の詳細の詳細は「新型コロナウイ ルス感染症に対する国内外の検査体制の政策動 向・検査能力の評価指標、及び行政対応の振り返 り等に関する調査・研究」(石原 朋子)分担研究報 告書を参照。

### D. 考察

【新興・再興感染症が発生した際の検査体制の 構築について】

未知の病原体などによる新興・再興感染症が 発生した場合に、海外からの侵入に備えた水際 対策を担う検疫所や、国内侵入後の感染拡大を 防ぐための対策を担う自治体における地方衛生 研究所や保健所等の公的検査機関で、こうした 新規感染症を診断するための全国規模の検査体 制を迅速に整える事は、初期の感染症対策にお いて非常に重要である。また、こうした全国規 模の検査体制を短時間のうちに構築するために は、迅速にその検査法を構築する事が可能であ り、かつ構築した検査法が高感度かつ特異性が 高い方法でなくてはならず、また、その検査を 実施する全国の公的検査機関において、高い精 度で確実にその検査を実施できる能力や技術を 有するなど、高い検査精度で検査が実施可能な 検査環境(施設、機材、人員など)が整っている事 が必須となる。

例えば、抗原抗体反応を利用した新規病原体 の抗原検出法を構築しようとする場合、特異的 に新規病原体の抗原を認識する抗体が必ず必要 となり、こうした抗体の作出・探索にはかなり の時間と労力が必要となるため、直ぐに抗原検 出法による検査系を構築する事はできない。従 って、新規病原体の検出を行うためには、病原 体の遺伝子情報を元にした核酸検出検査法の構 築が必然となる。核酸検出検査法には様々な方 法があるが、こうした新規病原体を対象とする 場合は、短期間で検査系を構築する事が必要不 可欠であり、RNA ウイルスの場合は逆転写反応 と組み合わせた(reverse transcription - polymerase chain reaction(RT-PCR)法が第一選択となる。コン ベンショナル RT-PCR 法(反応後に電気泳動を行 う方法)に必要な標的遺伝子に相同な一対の人工 合成核酸(プライマー)は、メーカー発注後翌営業 日には入手する事も可能であり、試薬、機器な

どの検査環境、RT-PCR 法を利用した核酸検査に 精通した検査従事者がいれば、検査法が公開さ れた後、早ければ翌日には検査実施は可能であ る。しかしながらコンベンショナル RT-PCR 法 は、RT-PCR 反応後にコンタミネーション源とな りうる電気泳動を実施する必要があり、検査手 技も煩雑で時間を要するため、より短時間で簡 便に多くの検体に対して高感度かつ特異性の高 い検査を同時に実施可能なリアルタイム RT-PCR 法を利用した in house 核酸検出検査法がこうした 検査の第一選択となる。リアルタイム RT-PCR 法 は、標的遺伝子に相同なプライマーと蛍光人工 合成核酸(蛍光プローブ、通常メーカーに発注し て 3 営業日程度で入手可能)および専用のリアル タイム PCR 機器が必要であり、新たに構築した リアルタイム(RT-)PCR 法が、既存の他のウイル スや病原体などと交差反応しないかどうか、検 体由来のゲノムや遺伝子に対する偽陽性反応が ないかどうか、標的となるウイルスに対しての み特異的に反応するかどうかなど、特異性や検 出感度の検証、実検体において検出可能かどう かの確認など、事前に種々の検討を行う必要が あり、新たな検査系の構築には、蛍光プローブ 等の反応試薬の入手およびこれら条件検討が必 要なため、少なくとも1週間程度の開発期間が 必要となる。従って、リアルタイム(RT-)PCR法 に変わって短期間で構築可能な高感度で特異性 の高い検査の方法論が新たに発明・開発されな い限り、新規病原体の遺伝子情報が明らかとな ってから少なくとも1週間程度はリアルタイム (RT-)PCR 法を利用した検査系について空白期間 が生じる事になる。なお、多くの公的検査機関 はこうした機器を既に有しており、こうした検 査機関では、新種の病原体に対して新たに構築 したリアルタイム(RT-)PCR 法を利用した病原体 検出をルーチンに実施する事が可能である。

【公的検査機関における全国的な検査体制の構築について】

未知の病原体が感染拡大し、新たなパンデミック発生初期の検査診断を全国で実施する検査体制を迅速に構築するためには、平時よりリアルタイム(RT-)PCR 法による核酸検出検査を実施していることが肝要である。今回の新型コロナウイルスパンデミックでは、国立感染症研究所にてリアルタイム(RT-)PCR 法を利用した in house 核酸検出検査法を構築して、全国の検疫所、自治体(地方衛生研究所、保健所)等の公的検査機関に、検査プロトコール、陽性コントロール、検査試薬等を配布する事で、全国的な検査体制を迅速に整える事ができた。また、こうした緊急時の感

染症危機管理対策における検査体制の構築をスムーズに実施するためには、感染研と検疫所、地方衛生研究所、保健所との日頃からの信頼関係の構築が必要であり、地方衛生研究所全国協議会と感染研とで共同開催する研究会、研修、各種研究事業などを通じて、引き続き体制強化を図って、感染研と検疫所、地方衛生研究所、保健所の検査ネットワークを充実していく事が重要と考えられる。

# 【公的検査機関における検査の精度管理について】

公的検査機関にて高い精度の核酸検出検査を 実施するためには、平時から自施設内での内部 精度管理の実施、外部精度評価を利用した自施 設の検査精度の評価、検査員の技術研修、作業 手順書の作成・順守、機器メンテナンス等の実 施などが重要である(地方衛生研究所・保健所に おける検査体制に関する詳細については「地方 衛生研究所へのアンケート調査からみた新型コ ロナウイルス検査体制」(吉村 和久)分担研究報 告書を参照)。公的検査機関の多くは、2009 年に 発生した新型インフルエンザパンデミックにお いてもリアルタイム RT-PCR 法を用いた核酸検出 検査による検査対応を実施しており、ポスト新 型インフルエンザパンデミックにおいても、感 染研ではこれまで地方衛生研究所および検疫所 に対して「リアルタイム RT-PCR 法を利用したイ ンフルエンザウイルス核酸検出検査の外部精度 評価」を実施(地方衛生研究所に対しては 2008 年 及び 2012 年に、検疫所に対しては 2006 年~ 2019年(2013年および2020年以降はパンデミッ クにより中断)に実施)しており、また、インフル エンザウイルス遺伝子核酸検出法に関する外部 精度評価の実施(地方衛生研究所に対しては、 2013年から2020年(2018年、2019年は中断)に、 検疫所に対しては 2017 年~2019 年(2020 年は新 型コロナウイルスパンデミック発生に伴い中断) に実施)により、インフルエンザウイルスのリア ルタイム RT-PCR 検査については、ほぼ全てのこ れら検査機関で核酸検出検査に必要とされる十 分な感度と精度を有した検査が行えることを確 認していた。

リアルタイム RT-PCR 法はプライマーと蛍光プローブを変えるだけで、病原体を含めた様々な遺伝子を検出する事ができ、新型コロナウイルス検出法もプライマ-、蛍光プローブ以外は検出原理や検査手法が全く同じであり、インフルエンザウイルスのリアルタイム(RT-)PCR 法を利用した核酸検出検査の検査精度を高いレベルで維持できていたからこそ、スムーズに新型コロナウイルス検査へ切り替える事ができたと考えら

れる。新型コロナウイルスパンデミック後は、 次に起こりうるパンデミックなどの感染症危機 対応に備え、こうした in house 核酸検出検査を常 に高い精度で日頃から実施できるようしておく 事が重要であり、それを実施するための方策に ついては後述する。なお、公的検査機関を対象 に令和3年度厚生労働省外部精度管理事業「新 型コロナウイルスの核酸検出検査(リアルタイ ム RT-PCR 法)」に関する外部精度評価を感染研 が主体となって実施したが、利用された一部の 検査キットで比較的に検出感度が少し低いもの があるという事が確認されたものの、このキッ トを利用していた一部の検査施設以外の全ての 検査施設では、核酸検出検査に必要とされる十 分な検出感度を持つ検査精度を有していた事が 確認できている。なお、こうした検査精度を維 持するための評価やトレーニングなどを恒常的 に実施するためには各検査機関に対する十分な 予算・人員配分が必要と考えられる。

なお、こうした公的検査機関の多くでは、先 述した外部精度管理や技術研修会等への参加に より核酸検出検査の検査精度・検査技術を向上 させるとともに、他の様々な病原体検出検査や 研究等にリアルタイム(RT-)PCR 法を利用するな どして、リアルタイム(RT-)PCR 法を利用した検 査技術・検査精度の維持を図ってきた。また、 平成 28 年の感染症法改正で感染症法に基づく感 染症の検査については、都道府県知事が実施す る規定となり、精度管理、研修、機器の保守管 理が義務付けられた事もあり検査レベルも上が っている。しかしながら、定期的な新機器への 更新や検査機器等のメンテナンス・管理を徹底 するための予算や人員の不足により、それが困 難である機関もある。感染症危機管理対応にて 核酸検出検査を拡充するためには、平時よりこ れらにかかる十分な予算と人員を恒常的に配分 することが重要と考えられる。

### 【検査試薬について】

また、今回の新型コロナパンデミックでは世界中で急速に感染拡大が起き、それに伴い検査に必要な試薬や消耗品が世界中で品薄となって、国内でも海外メーカー製の検査試薬を入手することが困難となった。感染研の検査マニュアルには海外メーカー製の検査試薬による反応条件しか示しておらず、検査マニュアルに記載した試薬以外を利用する場合は、検査機関にてその試薬を利用したリアルタイムRT-PCR反応条件の最適化を行う必要があった。公的検査機関の多くは、リアルタイムRT-PCR法の高度な検査スキル持っていたため、こうした最適化や検証を自らの検査機関で実施し、入手困難な海外メ

ーカー製の代替品として国産試薬を利用する検 査機関も多かった。このような有事の際は、こ うした in house 試薬の反応条件の最適化・検証 を、これまで利用した事が無い試薬に対しても 実施するためのスキルが必要であり、日頃より リアルタイム RT-PCR 法を利用した検査や研究な どの実施経験が重要である。また有事の際は特 に海外製品を入手することが困難となるため、 こうした緊急的な有事の際に備えるためにも、 あらかじめ国産試薬を利用した検査系の構築あ るいは検査試薬および消耗品、個人防護具等の 備蓄も考慮する必要がある。実際に一部の地方 衛生研究所では、新型インフルエンザウイルス パンデミック対応への教訓から検査試薬の備蓄 を実施しており、今回の新型コロナウイルスパ ンデミックではその備蓄を活用する事で検査試 薬が不足しなかったところもあった。さらに全 国への試薬供給が迅速かつスムーズにできるよ うに、試薬メーカー、特にプライマー、プロー ブ合成と発送に関して、土曜日、日曜日、休日 を挟む場合なども迅速に対応してもらえるよう に、また、検査需要が急増する際には、国産試 薬メーカが迅速に試薬を増産できるように、あ らかじめ国から民間企業に、支援・協力を要請 できる体制を平時から築いておくことなども必 要と考えられる。

### 【検査キットの精度・感度の問題】

今回の新型コロナパンデミック対応では、当 初 in house 核酸検出検査法を民間検査機関等に導 入する事を目指したが、民間検査機関等にて in house 核酸検出検査法を利用した場合に検査精度 の担保に問題が生じる可能性があるとしてなか なか導入が進まず、核酸検出検査キットとして メーカーが開発した研究用試薬を行政検査に利 用することを感染研法と同等の性能を有すると いう事を担保に厚生労働省が認め、薬事承認も しくは保険適用が可能な検査試薬が試薬メーカ ーから販売されるまでは、民間検査機関等での 利用がなかなか進まなかった。またこの時、感 染研より様々な濃度のウイルスを含んだ臨床検 体を試薬メーカーに配布し、感染研法と同等の 性能を有するかどうかの判断が行われたが、 元々感染研はこうした検査試薬を評価・承認す る機関ではないため、こうした有事の際の検査 キットの性能評価については、国立医薬品食品 衛生研究所など、第三者の機関で評価・承認を 実施する事が望ましい。なお、国立医薬品食品 衛生研究所では、2021年2月26日に薬事承認あ るいは保険適用を受けた新型コロナウイルス診 断用核酸増幅検査薬の評価を実施してその結果 を公表している。検査の偽陽性あるいは偽陰性

による検査ミスが少しでも少なくなるように、 薬事承認あるいは保険適用に際しては、こうし た評価を受ける事が望ましいと考えられる。ま た、民間企業において検査の精度や性能が不透 明な独自検査を有料で実施した所もあった。評 価・承認を受けなければこうした検査にも利用 できないようにするなど、検査性能を担保でき た検査キットのみでしか検査を実施できないよ うにするなど、今後は検査の正確性を維持する ための対策がより確実に感染症対策を実施する ためには必要と考えられる。さらに検査キット に使用されているプライマー・プローブ配列内 のウイルス遺伝子配列に変異や欠損があると、 検出感度が落ち全く検出できなくなる事があ る。実際に英国で2020年12月頃からはアルフ ァ変異株(それまでの流行株より再生産数(R)が 0.4 以上高く、感染性が最大 70%程度増加してい ると推定された)が急拡大したが、S領域の一部 に欠失があるため、S領域を検出する一部の検査 キットで、この変異株に対して核酸増幅反応が 見られなくなるという現象(S gene target failure:SGTF)が報告された。このような欠失ある いは変異により検出感度が大幅に低下する場合 など、変異株に対する各検査キットの検出精度 などについては試薬メーカーの責任において迅 速に情報共有すべきであると考えられる。

### 【病院や民間検査機関等における行政検査について】

今回の新型コロナウイルスパンデミックにつ いては、公的検査機関だけでは急増する検査需 要を満たせず、行政検査を病院や民間検査機関 等でも実施することにより検査実施数を増やし てきた。しかしながら、それまではリアルタイ ム(RT-)PCR 法を利用した核酸検出検査需要がほ とんどなかったため、今回の新型コロナウイル スパンデミック発生により、初めてリアルタイ ム(RT-)PCR 法による核酸検出検査を導入した検 査機関も多い。さらに、令和2年度厚生労働省 委託事業「新型コロナウイルス感染症の PCR 検 査等にかかる精度管理調査業務」や令和3年度 厚生労働省外部精度管理事業「新型コロナウイ ルスの核酸検出検査(リアルタイム RT-PCR 法)」の実施により、検査機関では様々な装置、 試薬、手技の組合せにより検査を実施してお り、検査の再現性や判定結果に施設間差がある 事も明らかとなった。特に今回核酸検出検査に 初めて参入した検査機関では、当初核酸検出検 査を実施するための環境や検査員のスキルなど に問題があって、検体の取り違えやコンタミネ ーションなどによる偽陽性あるいは検出エラー による偽陰性が起きていた可能性が考えられる

など、各検査施設における検査精度にはばらつきがある事が明らかとなった。

2009年の新型インフルエンザパンデミックで は、核酸検出検査を実施した検査機関はほぼ公 的検査機関に限られていたが、今回の新型コロ ナウイルスパンデミックでは、国が病院や民間 検査機関へのリアルタイム PCR 装置等の整備支 援を進め、また核酸検出検査の保険適用によ り、多くの民間検査機関で核酸検出検査を実施 できるようになり、これにより1日に実施可能 な検査数は大きくなり、2022年3月3日時点で の核酸検出検査の1日あたりの最大検査能力は 402,754件となった。新型コロナウイルスパンデ ミック前は、日常的に核酸検出検査を実施する 機会がほとんどなく、リアルタイム PCR 機器を 有している民間検査機関もそれほど多くはなか った。今後パンデミックが起こった際にも、今 回、病院や民間検査機関にて構築された核酸検 出検査環境のリソースを活用するためには、新 型コロナウイルスの流行終息などで SARS-CoV-2 同定のための核酸検出検査が不要になった後 も、何かしらのリアルタイム(RT-)PCR 法を利用 した核酸検出検査をはじめとする遺伝子検査(が ん遺伝子変異の検出やがんなどに対する体細胞 遺伝子検査など)遺伝子増幅検査を継続的に実施 する機会を作り、核酸検出検査や遺伝子検査を 実施する環境や検査スキルを維持し続ける事が できるようにする必要がある。また、病院や民 間検査機関の多くは、今回のパンデミックでは in house 核酸検出検査ではなく、試薬メーカーが 販売している核酸検出検査キットの利用であっ たが、核酸検出検査を実施する機会が今後も増 え、核酸検出検査に関する内部精度管理など、 検査精度管理が自施設でも行えるようになる と、in house 核酸検出検査が実施できる病院や民 間検査機関も多くなると考えられる。パンデミ ック初期における検査において、こうした検査 機関で in house 核酸検出検査が実施でききれば、 こうした施設を活用することで実施できる検査 数を最初から多くする事も可能と考えられる。

### 【病院や民間検査機関等が実施する検査の精度 管理について】

正確で高い精度の核酸検出検査を実施するには、各検査施設で検査精度を担保する事が重要である。検査精度確保のための臨床検査室の相応の能力の確保や、遺伝子関連検査のための ISO 15189 等の第三者認定の推進、遺伝子関連検査の外部精度調査の実施などが必要と考えられる。また、令和2年度厚生労働省委託事業「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等にかかる精度管理調査業務」による調査で、新型コロナウイ

ルス PCR 検査等には、様々な装置、試薬、手技の組合せでの実施、導入時の性能評価を含めた検査室の総合的な能力課題に基づく、施設間差、誤判定(偽陽性、偽陰性)、測定結果の再現性不良に関する実態と背景要因が明らかとなった。1) 精度の確保に係る法的要件の遵守、2) 検査導入時の性能評価(妥当性確認・検証)と再評価、3) 統計学的な内部精度管理、4) 測定前・後プロセスを含めた標準作業書の作成と遵守、5) 精度確保に関する継続的な要員の研修など、検査機関における精度管理の実施が求められる。

# 【継続的な核酸検出検査実施の必要性について】

現在、新型コロナウイルス、インフルエンザ ウイルスなどの一部呼吸器感染症の検出法が保 険適用されているが、サイトメガロウイルス等 のウイルス検出やがん遺伝子の変異検出などリ アルタイム(RT-)PCR 法を利用した核酸検出検査 で保険適用されている検査項目はほとんどな く、新型コロナウイルスが終息して新型コロナ ウイルス核酸検出検査を実施する機会が減る と、その後は多くの民間検査機関で核酸検出検 査を実施する機会がなくなると考えられる。先 述したように、リアルタイム(RT-)PCR 法を利用 した核酸検出検査をはじめとする遺伝子検査を 継続的に実施して、遺伝子検査を実施する環境 や検査スキルを維持し続けるためにも、こうし た民間検査機関でも実施可能な特に保険適用さ れる核酸検出検査などの遺伝子検査項目を増や していく必要がある。現在、インフルエンザウ イルスや RSV などの多くの感染症診断には、抗 原抗体反応を利用した迅速診断キットが多用さ れているが、一部についてはより検出感度の高 い核酸検出検査を認めるなど(迅速診断キットで 陰性となった場合で、これらウイルスの核酸検 出検査も保険適用で実施可能にする、など)、リ アルタイム RT-PCR 法を利用した検査の促進等も 有用と考えられる。例えば新型コロナウイルス 検出検査で陰性となった場合で他の呼吸器感染 症病原体の感染が疑われる際は、治療もしくは その後の経過を予測するため、他の病原体との 鑑別診断が有用な場合があり、こうした検査に リアルタイム RT-PCR 法を活用する事も考えられ る。また、新型コロナウイルスの検出検査とは 別に変異株等のウイルス流行状況を把握するた め、リアルタイム RT-PCR 法を利用した変異株ス クリーニングが公的検査機関を中心に行われて いるが、こうした病原体の流行状況を把握する 事を目的とした病原体サーベイランス調査を核 酸検出検査により実施する機会はこれまで感染 研や地方衛生研究所以外の検査施設で実施する

機会がほとんどなかった(一部の民間検査機関で は自治体からの外部委託により変異株スクリー ニングも実施されていた)。感染症法改正の必要 性や検査費用負担等の問題などがあるが、例え ば病院やクリニック等で採取した検体を利用し て、病院や民間検査機関などに病原体の核酸検 出検査を委託するなど、核酸検出検査を利用し た病原体検出を行う「感染症サーベイランス」 を実施する事で、リアルタイム RT-PCR 法を用い た検査が病院や民間検査機関等でも継続的に実 施でき、「病原体サーベイランス」の実施を国が 推し進める事も非常に有用と考えられる。その 際に、こうした検体を地方衛生研究所に集める 事ができれば、そこで病原体分離や全長ゲノム 解析の実施により整備された世代シークエンサ ーを利用した病原体遺伝子解析や病原体の詳細 な性状解析が実施可能となり、地域における詳 細な病原体流行状況なども迅速に把握でき、地 域での感染症対策に大いに役立つ可能性があ る。いずれにしてもリアルタイム(RT-PCR)法 を活用した核酸検出検査および次世代シークエ ンサーを活用した病原体ゲノム解析を恒常的に 実施する方策を行う事で、これまでに構築した 検査・解析リソースをフル活用でき、来るべき パンデミックなどの緊急事態において、検査・ 解析に役立つと考えられる。

なお、検査・解析のために臨床検体を利用する場合、通常、検体を採取する際には患者の同意(インフォームドコンセント)が必要であり、また検体採取を行う機関、検査・解析・研究開発等を実施する機関にて「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、倫理審査で承認を得る必要があるが、今回のパンデミックのような緊急事態の場合は、検査・解析のみならず検体を利用した検査系の構築やワクチン開発などがスムーズに実施できるような仕組みを整備しておくことも非常に重要と考えられた。

### E. 結論

今回の 2009 新型コロナウイルスパンデミックの検査対応では、各所で様々な苦労があったと考えられるが、全国の公的検査機関での検査体制はスムーズに構築されたと考えられる。しかしながら感染者の濃厚接触者調査および検疫所における水際対策の強化により、無症状者に対する核酸検出検査が積極的に実施される事になり、日々増大する検査需要に一部の大都市では検査が追いつかない状況も発生した。その後、核酸検出検査が保険適用され、病院や民間検査機関にて外部委託検査で行政検査が実施できるようになり、1日に実施できる検査数も民間検査

機関を中心に大幅に増加し、日本の検査体制は 上手く機能していたようにも考えられる。しか しながら検査の絶対数が諸外国に比べると少な いなどとも言われ、また、検体輸送、検査試薬 の確保や物流、行政検査の保険適用など検査体 制を構築する上で現場では様々な問題が生じ、 それを一つ一つ解決しながら、検査体制が構築 されていった事もあり、国内における検査体勢 の整備には一定の時間を要する事になった。ま た、2009年の新型インフルエンザパンデミック 後より、核酸検出検査体制の整備は殆ど進んで おらず、今回の新型コロナウイルスの検査対応 は、その時と殆ど変わらない状況のまま実施さ れる事になったと考えられる。海外各国では、 2009年の新型インフルエンザパンデミックや SARS-CoV、MERS-CoV の流行を教訓に、新型コ ロナウイルス感染症流行前に迅速で広範な検査 ができるシステムが構築していた国もあった。 特に韓国では核酸検出検査体制の準備が進んで おり、我が国でも今後の検査体制構築で参考に なると考えられるところもある。

次回パンデミックが起きた際に、直ぐに検査対応を行うためには、パンデミックに備えた対策を平時からしっかりと準備しておく事が重要である。新型コロナウイルスパンデミックの終息後は、これまでの問題点をしっかりと振り返り、その対策をしっかりと講じた上で、次のパンデミックに備えつつ、平時での感染症対策を行う肝要であり、今後こうした対策が進むことを望む。

### F. 健康危険情報

なし。

### G.研究発表

### 1. 論文発表

Shirato K, Nao N, Matsuyama S, Takeda M, Kageyama T. An Ultra-Rapid Real-Time RT-PCR Method Using the PCR1100 to Detect Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus-2. Jpn J Infect Dis. 2021 Jan 22;74(1):29-34.

Takemae N, Doan YH, Momose F, Saito T, Kageyama T. Development of new SNP genotyping assays to discriminate the Omicron variant of SARS-CoV-2.Jpn J Infect Dis. 2022.in press.

Maruki T, Iwamoto N, Kanda K, Okumura N, Yamada G, Ishikane M, Ujiie M, Saito M, Fujimoto T, Kageyama T, Saito T, Saito S, Suzuki T, Ohmagari N. Two cases of breakthrough SARS-CoV-2 infections caused by the Omicron variant (B.1.1.529 lineage) in international travelers to Japan.Clin Infect Dis. 2022 in press.

### 2. 学会発表

なし。

(参考資料 1)

### 検査班関係 事務連絡等一覧

日付	内容
R2.1.28	新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症等に指定する政令を公布
R2.2.1	新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症等に指定する政令を施行
R2.2.1	「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」発出
R2.2.13	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(令和2年2月13日新型コロナウイ
	ルス感染症対策本部)」決定
R2.2.17	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」、「新型コロナウイ
	ルス感染症に関する行政検査について(依頼)」発出
R2.2.27	「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」発出
R2.3.4	「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」発出
R2.3.13	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
R2.3.14	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
R2.3.28	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウ
	イルス感染症対策本部)」決定
R2.3.30	「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」発出
R2.4.15	「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会
	等への運営委託等について」発出
R2.4.25	「5月の連休時に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」発出
R2.4.27	「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯
	科医師による実施について」発出
R2.5.13	「新型コロナウイルス抗原検出用キットの活用に関するガイドラインについて(周
	知)」発出
R2.5.18	「今後の PCR 検査の需要拡大に対応するための検査体制確保について」発出
R2.5.25	「感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための研修の実施につ
	いて」発出
R2.5.29	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイル
	ス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」発出
R2.6.2	「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」、「新型
	コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (一部改正)」発出
R2.6.12	第二次補正予算成立
R2.6.16	「「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」の改定について(周
	知)」発出
R2.6.25	「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」、「新型コ
	ロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて」発出

R2.8.7	「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の更なる強化について」、「高
	齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」、「医療機関
	における新型コロナウイルス感染者発生時の行政検査について」発出
R2.8.14	「障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について」発
	出
R2.8.28	「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」新型コロナウイルス感染症対策本部
	決定、「保護施設における新型コロナウイルスに関する行政検査について」発出
R2.9.4	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」発出
R2.9.15	「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」発出
R2.10.2	「新型コロナウイルス感染症(COVID 19)病原体検査の指針(第1版)」公表、「新型
	コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」等発出
R2.10.16	「医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について」発出
R2.11.10	「新型コロナウイルス感染症(COVID 19)病原体検査の指針(第 2 版)」公表
R2.11.19	「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について(要請)」発出
R2.11.20	「積極的疫学調査における優先度について」、「クラスターが複数発生している地域にお
	ける積極的な検査の実施について(要請)」発出
R2.11.24	「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事
	項の周知および協力依頼について」発出
R2.12.2	「年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」発出
R2.12.18	「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について(情報提供)」発出
R2.12.25	「高齢者施設等への検査の再徹底等について(要請)」発出
R3.1.22	「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について(要請)」、「「新
	型コロナウイルス感染症(COVID 19)病原体検査の指針(第 3 版)」及び抗原定性検
	査の実施方法等について」発出
R3.1.28	第三次補正予算成立
R3.2.2	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更
R3.2.3	改正感染症法、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
R3.2.4	「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について(要請)」発出
R3.2.13	改正感染症法、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
R3.3.18	「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」公表
R3.3.22	「4月以降の高齢者施設等の検査について(要請)」発出
R3.4.1	「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」発出
R3.4.14	「2~3月の集中的実施計画の実績(現時点の数値)」、「4~6月の集中的実施計画の
	内容」を ADB で公表
R3.4.16	「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等における精度管理マニュアル」公表
R3.5.7	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更
R3.6.4	「新型コロナウイルス感染症(COVID 19)病原体検査の指針(第 4 版)」公表

R3.6.9	「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について 発出
R3.6.17	「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等につい
110.0.11	て 発出
R3.6.25	「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」、「「医療機関・高齢者
	施設等への抗原簡易キット配布事業について」の改訂(研修資料関係)について」発出
R3.8.5	「診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について」発出
R3.8.13	「職場における積極的な検査の促進について」
R3.8.13	感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について
R3.8.13	新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自
110.0.10	
R3.8.20	保健所等へ配布した抗原簡易キットの取扱について
R3.9.27	新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いにつ
110.5.27	いて
R3.9.27	「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いに
	   ついて」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて
R3.10.1	「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について
R3.10.1	「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の 10 月以降の実施方針につい
	て」
R3.11.8	「医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等への抗原簡易キット配布事業において
	配布した抗原検査キットに関する自主回収のお知らせ」
R3.11.15	「医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所等への抗原簡易キット配布事業において
	配布した抗原検査キットに関する自主回収のお知らせ(その2)」発出
R3.11.19	「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いに
	関する留意事項について」
R3.12.2	新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査
	について(要請)
R3.12.22	オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方につ
	いて
R3.12.22	新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留
	意事項について
R3.12.22	新型コロナウイルス感染症の検査体制整備について (協力依頼)
R3.12.22	ワクチン・検査パッケージ等や職場等での検査に関する問合せに対応可能な医薬品卸売
	業者の厚生労働省ホームページへの掲載について
R4.1.5	新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について
R4.1.7	高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について
R4.1.12	オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化に
	ついて
R4.1.18	「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施

	手順 (第2版)」に関する Q&A について
R4.1.24	新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について
R4.1.27	新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等に
	ついて
R4.1.31	新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等に
	おける留意事項について
R4.2.7	新型コロナウイルス感染症の検査体制整備について(協力依頼)
R4.2.7	「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの安定供
	給に向けた優先付けにおける留意事項について(令和4年1月31日付事務連絡)」に関
	するQ&Aについて